

型 式 の 区 分

電気レコードクリーナー

要 素	区 分
(A) 定格電圧	(1) 125 V 以下のもの
	(2) 125 V を超えるもの
(B) 定格消費電力（電気掃除機及びその他の吸じん機の場合に限る。）	(1) 800W 以下のもの
	(2) 800W を超えるもの
(C) 電動機の種類	(1) 単相誘導電動機のもの
	(2) 整流子電動機のもの
	(3) 3 相誘導電動機のもの
	(4) その他のもの
(D) 使用場所（電気靴磨き機の場合を除く。）	(1) 屋外のもの
	(2) 屋内のもの
(E) 電源電線と器体との接続の方式	(1) 直付けのもの
	(2) 接続器利用のもの
(F) 電線巻取機構	(1) あるもの
	(2) ないもの
(G) 二重絶縁	(1) 施してあるもの
	(2) 施していないもの

備考：該当する要素記号及び区分番号に○印を付して下さい。

JET91105-1/1-(end)